

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成24～28年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一 般 会 計 歳 入 総 額	1 077 620	1 060 447	1 046 791	1 021 753	1 027 740
租 税 及 び 印 紙 収 入	439 314	469 529	539 707	562 854	554 686
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	163	437	450	455	470
政 府 資 産 整 理 収 入	2 269	3 277	14 788	3 490	3 842
雑 収 入	42 741	45 909	48 557	47 115	48 946
公 債 金	500 492	434 545	384 929	349 183	380 346
前 年 度 剰 余 金 受 入	92 641	106 749	58 360	58 657	39 450

(資料) 財務省「平成28年度決算の説明」

(2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
国 税 収 入 総 額	470 492	512 274	578 492	599 694	589 562
一 般 会 計 分	439 314	469 529	539 707	562 854	554 686
所 得 税	139 925	155 308	167 902	178 071	176 111
源 泉 分	114 725	127 592	140 267	147 732	144 860
申 告 分	25 200	27 717	27 635	30 340	31 251
法 人 続 続 税	97 583	104 937	110 316	108 274	103 289
相 続 費 税	15 039	15 743	18 829	19 684	21 314
消 費 税	103 504	108 293	160 290	174 263	172 282
酒 税	13 496	13 709	13 276	13 380	13 195
た ば こ 税	10 179	10 375	9 187	9 536	9 142
揮 発 油 税	26 219	25 743	24 864	24 646	24 342
石 油 ガ ス 税	107	103	97	92	87
航 空 機 燃 料 税	494	522	521	513	514
石 油 石 炭 税	5 669	5 995	6 307	6 304	7 020
電 源 開 発 促 進 税	3 280	3 283	3 211	3 159	3 197
自 動 車 重 量 税	3 969	3 814	3 728	3 849	3 915
関 税	8 972	10 344	10 731	10 487	9 390
と ん 税	98	100	100	99	98
そ の 他	0	1	0	0	0
印 紙 収 入	10 777	11 261	10 350	10 495	10 791
交付税及び譲与税配付金特別会計分	22 598	25 758	29 544	31 609	29 756
地 方 法 人 税	-	-	10	5 161	6 292
地 方 揮 発 油 税	2 805	2 754	2 660	2 637	2 605
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	107	103	97	92	87
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)	141	149	149	147	147
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	2 724	2 617	2 558	2 642	2 687
特 別 と ん 税	123	125	125	124	123
地 方 法 人 特 別 税	16 698	20 010	23 945	20 806	17 816
国債整理基金特別会計分	1 575	1 605	1 421	1 475	1 414
た ば こ 特 別 税	1 575	1 605	1 421	1 475	1 414
東日本大震災復興特別会計	7 005	15 381	7 820	3 707	3 671
復 興 特 別 所 得 税	511	3 338	3 492	3 707	3 671
復 興 特 別 法 人 税	6 494	12 043	4 328	-	-
そ の 他	-	-	-	49	35
そ の 他	-	-	-	49	35

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。

2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が用途制限を廃止し、改称されたものである。

3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。

4 地方法人税は、平成26年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するため創設された。